岡山海区漁業調整委員会指示令和４年度第５号の１

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２０条第１項の規定により、水産動物の繁殖保護を図るため、水産動物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和４年８月９日

岡山海区漁業調整委員会
会　長　井　本　瀧　雄
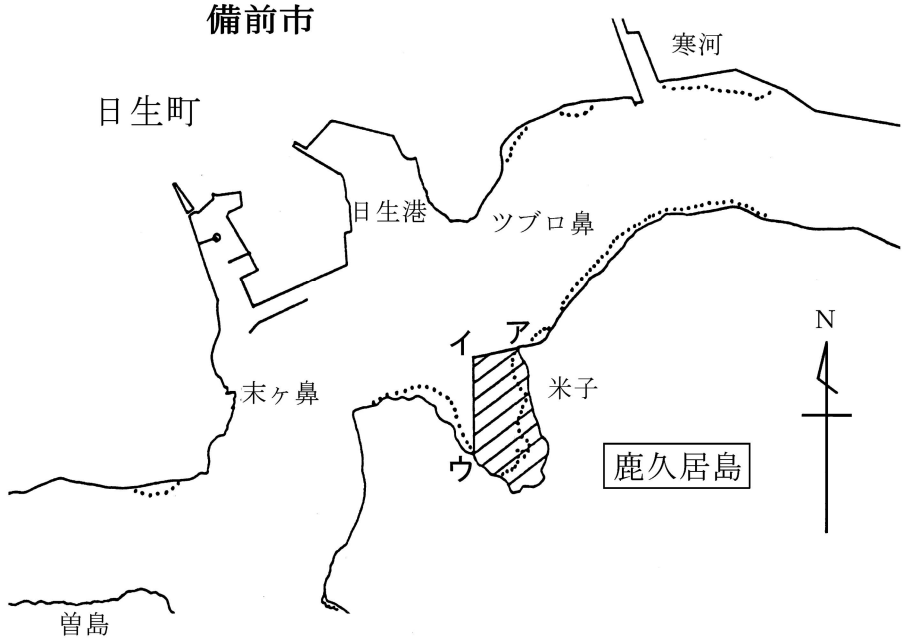
１　禁止する水産動物の種類
特定水産動物（がざみ）
２　禁止する漁法
全ての漁法
３　禁止区域
備前市日生町鹿久居島地先のうち、次に掲げる点ア、点イ及び点ウの各点を順次結んだ２直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点ア　備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫最大高潮時海岸線上に設置した標柱の位置
点イ　点アから真方位２６０度　２６０メートルの点
点ウ　点イから真方位１７９度３０分の線と最大高潮時海岸線との交点
４　適用除外
この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。
５　指示の有効期間
令和４年９月１日から令和８年１２月３１日まで